

○豊川市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月23日条例第18号

改正

平成14年4月1日条例第22号

平成20年9月1日条例第23号

平成24年12月28日条例第52号

豊川市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、豊川市議会議員(以下「議員」という。)の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、豊川市議会(以下「議会」という。)における会派に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 議会における会派(所属する議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)として行う市政に関する調査研究その他の活動に資するため、会派に対して政務活動費を交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 前条の規定により会派に交付される政務活動費(以下「政務活動費」という。)の月額は、当該年度の4月1日(以下「基準日」という。)において会派に所属する議員(基準日において辞職し、失職し、除名され、若しくは死亡し、又は当該会派から脱会した議員を除く。以下同じ。)の数に23,000円を乗じて得た額とする。

- 2 政務活動費は、前項の月額に12を乗じて得た額を当該年度の5月31日までに交付するものとする。
- 3 当該年度の途中において新たに会派が結成されたときは、その結成された日の属する月の翌月(その日が各月の初日に当たる場合は、当月)以後の月分の政務活動費を交付する。
- 4 基準日において議会の解散があったときは、4月分の政務活動費は、交付しない。

(交付額の調整)

第4条 当該年度の途中において政務活動費の交付を受けた会派に所属する議員の数が異動により増加し、又は減少したときは、その異動が生じた日の属する月の翌月(その日が各月の初日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額と異動後の議員の数に基づいて規則で定めるところにより算定した額との差額を、増加した場合にあっては追加して交付し、減

少した場合にあっては返還させるものとする。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派が当該年度の途中において解散したときは、当該会派は、その解散した日の属する月の翌月（その日が各月の初日に当たる場合は、当月）以後の月分の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表のとおりとする。

（経理責任者）

第6条 政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費の経理に関する責任者（以下「経理責任者」という。）を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、経理責任者に収入及び支出に関する報告書（以下「収支報告書」という。）を作成させ、当該年度の翌年度の4月30日までに議長に対しこれを提出しなければならない。

- 2 収支報告書には、交付を受けた政務活動費の額、別表に規定する区分ごとの支出の額及び残額を記載するものとし、領収書その他議長が必要と認める書類を添えなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、第1項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、経理責任者であった者に収支報告書を作成させ、その解散した日から起算して30日以内に議長に対しこれを提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第8条 市長は、収支報告書の内容を調査し、会派が当該年度において市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した額が、当該会派が当該年度において交付を受けた政務活動費の額に満たないと認めるときは、当該会派に対しその満たない額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 議員の任期満了による一般選挙が行われる年度における第3条第2項の規定の適用については、同項中「5月31日」とあるのは、「6月30日」とする。

附 則（平成14年4月1日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 9 月 1 日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第52号）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市議会政務調査費の交付に関する条例規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の豊川市議会政務調査費の交付にする条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

区分	範囲
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員が他の団体等の開催する研究会若しくは研修会（政党が主催するものを除く。）に参加するために要する経費（議長に対してその活動内容を報告したものに要する経費に限る。）
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査を行うために要する経費（議長に対してその活動内容を報告したものに要する経費に限る。）
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の購入に関する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、又は広報するために必要な広報誌又は報告書の印刷費等
事務費	会派の行う調査研究活動のために必要な郵便料等の通信費、文具類、用紙類、各種消耗機材等を購入するための消耗品費並びにコンピューター及び周辺機器等の賃借料